

## ○島根県企業局給水車管理運用要綱

令和2年3月24日

### (目的)

第1条 この要綱は、島根県企業局（以下「企業局」という。）が所有する車両のうち給水車の維持管理を適正に行い、企業局職員（以下「職員」という。）の安全運転及び事故防止の徹底に資することを目的とする。

### (管理者)

第2条 給水車は、給水車を配備する事業所の長（以下「管理者」という。）が管理するものとする。

- 2 管理者は、常に給水車の良好な維持管理に努め、その効率的な運用を図るとともに事故防止に最善の注意をしなければならない。
- 3 管理者は、第6条第3項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を企業局長（以下「局長」という。）に報告しなければならない。

### (責任者)

第3条 給水車の整備点検等の業務を行わせるため、車両点検等責任者（以下「責任者」という。）を置く。

- 2 責任者は、職員のうちから管理者が指定する者をもって充てる。
- 3 責任者は、給水車点検記録簿（様式第1号）に掲げる次の業務を取り扱うものとし、車両の保全に努めなければならない。

- (1) 整備点検
- (2) 清掃及びその確認
- (3) 保管状態の確認
- (4) その他整備又は管理上必要な事項

### (給水車の運用)

第4条 管理者は、給水車を効率的かつ経済的に運用しなければならない。

- 2 給水車は、次に掲げる場合で局長が必要と認めたとき使用することができる。
  - (1) 企業局が管理する水道施設の断水により受水団体への給水が必要な場合
  - (2) 国内で発生した災害等に伴う派遣要請があった場合
  - (3) 島根県内の市町村又は斐川宍道水道企業団（以下「市町村等」という。）から給水車の貸出申請があった場合
  - (4) 企業局が行う事業の広報、各種イベント等において必要な場合
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合

### (運転者の資格)

第5条 給水車の運転者は、大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許（5トン限定のものを除く。）を有する職員でなければならない。

2 給水車を緊急自動車として使用する場合にあっては、道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条第7項第1号に掲げる者は運転することができない。

### (運転者の義務)

第6条 運転者は、給水車の安全運行に努めなければならない。

2 運転者は、給水車を使用する場合は、原則として補助員を伴わなければならない。

3 運転者は、給水車の運転中に交通事故等が発生したときは、直ちに法令の規定による措置をとるとともに、速やかにその状況を管理者に報告しなければならない。

4 運転者は、給水車を緊急自動車として使用する場合は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項第6号に掲げる目的及び用途から逸脱して使用してはならない。

5 運転者は、給水車の運転を終えたときは、速やかに管理者が指定する場所に格納するとともに、自動車運転記録簿兼公用車使用簿に必要事項を記録し、管理者に提出しなければならない。

### (給水車の貸出し)

第7条 市町村等に給水車を貸し出すときは、島根県企業局給水車貸出要領（令和2年3月24日付け企施第572号）の定めるところにより貸し出すものとする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、給水車の管理運用に必要な事項については、別途定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

## 給水車点検記録簿

管理者	責任者	点検者		車名	
				車両番号	

点検日	年 月 日 ( )	毎月点検 ・ 出動前点検
-----	-----------	--------------

点検箇所	点検項目	良・否	点検箇所	点検項目	良・否		
運転席での点検	ブレーキ	ブレーキペダルの踏みしろ、 ブレーキのきき	警報装置の点検	赤色回転灯	点灯又は動作、汚れ・損傷		
	駐車ブレーキ	引きしろ		サイレン	サイレン吹鳴動作状況		
	ウインドウォッシャー	噴霧状態		放送設備	マイク・スピーカー状況		
	ワイパー	拭き取り状態					
	エンジン	かかり具合及び異音		給水設備の点検	タンク	内部の汚れ・損傷	
		低速及び加速の状態				マンホールの状況、パッキンの状態、損傷	
	ハンドル	操作具合、ガタの有無				外装の損傷	
			加圧ポンプユニット(PTO)	動作状況			
エンジンルームでの点検	ウインドウォッシャー・タンク	ウォッシャー液の量	小口給水栓(後方4箇所)	コックの動作、止水状況			
	ブレーキのリザーバタンク	ブレーキ液の量	ホース	格納状態、損傷、数量			
	ラジエータ	冷却水の量	作業灯	点灯、汚れ・損傷			
	潤滑装置	エンジンオイルの量					
	バッテリー	バッテリー液の量					
車両の周りでの点検	灯火装置・方向指示器	点灯又は点滅具合、汚れ・損傷	○ 備考				
	タイヤ	空気圧(スペアタイヤ含む)					
		亀裂・損傷及び異常摩耗					
		溝の深さ					
		ホイールの取付状態					

※ 点検項目によっては、運行状態での確認を行う。  
 ※ 最低月1回は点検を実施し管理者へ報告すること。